

質問氏を変更したいのですが「氏の変更（戸籍法 107 条 1 項）」

回答

やむを得ない事由によって氏を変更しようとする場合、戸籍の筆頭者及びその配偶者は家庭裁判所の許可を得て、市区町村長に届け出ることによって氏を変更することができます。「やむを得ない事由」については個々の事件において家庭裁判所が認定することになります。

➤ **提出に必要なものは**

- ◆ 届書 1 通
- ◆ 印鑑
- ◆ 氏変更許可の審判書の謄本及び審判確定証明書

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。